

(4) 開発完了地における再開発

提案基準4 「開発完了地における再開発」

開発完了地において行われるもので、次に掲げる要件に該当し、やむを得ないと認められるものについては、法第34条第14号の規定により開発審査会に附議することとする。

- 1 予定建築物等の用途に変更がないこと。
- 2 敷地の現況を著しく変更することなく、土地利用計画が行われていること。
- 3 予定建築物等の用途、規模等が周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであること。

<留意事項>

ア 一次開発時の要件に留意すること。

イ 建築物の敷地、構造及び設備に関する制限が付加されている場合があるので留意すること。その場合には、それらに適合することを要し、当該再開発による開発許可に際しても同様の制限を付加する。

**【解説P39参照】**